

**答 申 書**  
**(答申第3号)**  
平成17年8月2日

---

**1 審査会の結論**

不適合まっ消・追記登録票の免許証番号及び生年月日並びに警察官の印影を非開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、告知書番号により特定した交通事件について、基礎点数のまっ消を判断するに至った経緯のわかる一切の書類である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件公文書を不適合まっ消・追記登録票と特定し、そのうち免許証番号及び生年月日を北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、また、警察官の印影を同条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、非開示とされた部分の開示を求めていることから本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 生年月日について

生年月日は、氏名と同様にそれ自体又は他の情報と照合することにより個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから1号情報に該当するものと判断する。

なお、生年月日については、北海道情報公開審査会答申（以下「答申」という。）第32号（平成12年7月24日）において、既に同様の判断がなされているところである。

ウ 免許証番号について

免許証番号は、全国的に統一された附番方式を採用している関係から、重複した番号が賦与されることのないものである。

また、免許証は、免許証を取得しているものにとっては、身分等を証明する際の

証拠書類に使用されることが多いという社会的な実態を考えると、他の情報と照合することにより個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められることから1号情報に該当するものと判断する。

エ 請求人は、生年月日及び免許証番号について、そのデータの多さからいずれも個人を特定又は推認することは、極めて困難であり、非開示情報には該当しないと主張する。

しかしながら、特定の個人が識別され得る情報には、特定の個人であると明らかに識別される情報のほか、識別される可能性のある情報も含まれると解されており、これらの情報は通常他人に知られたくないと認められる情報であることから、請求人の主張は採用できない。

#### (4) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めるにつき相当の理由がある情報をイからホの5つの情報（以下、「公共安全情報の5類型」という。）に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関は、本件非開示情報の2項2号情報の該当性について、おおむね次のように主張する。

本件処分において非開示とした警察官の印影は、犯罪捜査や情報収集活動など秘匿を要する警察活動に従事する警察官のものであり、これが明らかになると、当該警察官の氏名が明らかとなり、当該警察官が警察を敵視する個人や団体等から攻撃や嫌がらせを加えられるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められることから、公共安全情報の5類型のうち、「ロ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」と「ハ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報」に該当する。

犯罪の捜査や予防の体制という場合は、捜査に従事する警察官の数、使用する車の台数やナンバー、取締り資機材の種類や数ばかりではなく、秘匿を要する内偵捜査や情報収集活動に従事する個々の捜査員の氏名、すなわち誰が捜査を担当しているのかということについても公共安全情報に規定する犯罪の捜査や予防の体制に該当するもの又は限りなく近いということで考えており、非開示にすべきである。

ウ 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

この警察官は、通常は交通部門を所掌する警察官であるが、一定の時期において

は、暴走族の取締の体制に組み込まれる捜査員であり、その警察官の印影（氏名）を開示することにより、暴走族事件を捜査担当している捜査員が特定されることになる。

捜査員が特定されることは、捜査員の顔が明らかになることであり、顔が明らかになると尾行や張り込み、身分や捜査の目的を秘匿した聞き込みなどの捜査活動において、相手方から対抗手段を講じられるということになり、捜査に著しい支障が生じる。

さらに、暴走族やその後ろ盾となっている暴力団等の関係者から捜査の妨害が行われたり、担当している警察官に対する工作等がなされるおそれがあるなど、内偵捜査、情報収集活動等の犯罪の捜査や犯罪の予防活動等に支障が生じ、結果として公共の安全と秩序を維持するという警察活動が阻害されるということになり、ひいては道民が不利益を被ることとなることから、捜査員の印影（氏名）は非開示とする必要がある。

エ 実施機関は当審査会に対して当該警察官の捜査活動を具体的に示しており、それによれば、本件処分において非開示とした警察官の印影は、それを開示することにより、その警察官の名字が明らかとなり、その結果、当該警察官が暴走族事件を捜査担当している捜査員であることから、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

オ 請求人は、警察職員の氏名及び印影を開示妥当と判断した答申第55号（平成14年12月27日）により、本件警察官の印影を開示すべきであると主張する。

同答申は、交通取締りに従事した警察官の氏名が条例第10条第2項第3号情報に該当するか否かについて、開示により当該警察官及びその家族が危害を受けるおそれがあるかどうかにより判断したものであり、本件警察官の印影については、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があるか否かについて判断し、2項2号情報に該当すると認められるとしたものであり、請求人の主張は採用することができない。

(5) 請求人のその余の主張について

請求人は、本件公文書を不適合まっ消・追記登録票として特定したことについて、答申第55号を例として「交通事件原票」、「捜査報告書」、「実況見分調書」、「供述調書」及び「最高速度違反現認書」の存在を明らかにした上で、開示・非開示の判断をすべきであると主張する。

しかしながら、これらの文書は、いずれも刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、条例第28条第1項に規定する条例の適用除外文書であるため、本件公文書とならないものである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年 5 月 26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理</li> <li>○ 諮問実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成15年 6 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li> </ul>
平成15年 7 月 14日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成15年 8 月 4 日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成15年 8 月 27日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求人から「理由説明書に対する反論（平成15年 8 月 25日付け）」の提出</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成15年 9 月 30日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成15年 10 月 14日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成15年 11 月 25日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成15年 12 月 24日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成16年 1 月 13日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> <li>○ 実施機関から条例 1 0 条 2 項 2 号の該当性について意見聴取</li> </ul>
平成16年 2 月 23日 (第二部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>

平成16年 3 月15日 (第二部会)	○ 審議
平成16年 3 月30日 (第57回全体審査会)	○ 審議
平成16年 4 月22日 (第58回全体審査会)	○ 審議
平成16年 5 月17日 (第二部会)	○ 審議
平成16年11月25日 (第二部会)	○ 審議
平成16年12月15日 (第二部会)	○ 審議
平成17年 1 月13日 (第二部会)	○ 審議 ○ 実施機関から条例10条2項2号の該当性について 意見聴取
平成17年 3 月 2 日 (第二部会)	○ 審議
平成17年 5 月27日 (第1回全体審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成17年 6 月27日 (第三部会)	○ 審議
平成17年 7 月25日 (第三部会)	○ 審議
平成17年 7 月29日 (第3回全体審査会)	○ 答申案審議
平成17年 8 月 2 日	○ 答申